令和７年度えひめ香る地酒プロモーション促進事業委託業務　仕様書

１　業務目的

酒蔵のアフターコロナにおける需要拡大を後押しするため、愛媛県酒造組合が中心となり、県内23蔵元が商品開発した「愛媛さくらひめシリーズ」の国内外へのプロモーションを行うことで、愛媛の地酒全体の認知を向上させ、酒蔵の経営強化を図る。

２　業務の内容

　　愛媛県酒造組合が中心となって県内23蔵が商品開発した「愛媛さくらひめシリーズ」のプロモーションの事業効果を最大化するための具体的な実施方法を提案すること。

「愛媛さくらひめシリーズ」の国内外へのプロモーション

 「愛媛さくらひめシリーズ」の認知向上と販路拡大に繋げるため、国内外での継続したプロモーションを実施する。

1. 国内プロモーションの実施

　　　・大阪・関西万博に出展予定の愛媛県ブース内の日替わり企画スペースにおいてプロモーションを実施。

　　　　（参考）日替わり企画スペースについては以下のとおり。（検討段階情報）

ア　愛媛県ブース出展予定の令和７年８月27日～８月30日のうち１日（調整中）

イ　イベントスペースの広さは約６m×7.5m

ウ　ブース内での試飲・販売可能

エ　スペース内の装飾が必要（装飾仕様は、愛媛県ブース全体のデザインによって

は企画提案時から変更が必要となる可能性がある。）

　　　・販促用ツール（パンフレット、首掛けポップ等）の制作を実施。

　 ②海外（香港）プロモーションの実施

・香港にて酒類専門の展示会である「香港インターナショナル・ワイン＆スピリッツ・フェア2025」への出展を行う。

（参考）ブース出展　１小間あたり6,855USD　オンライン出展　420USD※必須

（R7.3.5時点の情報）

・現地飲食店とタイアップしたイベントを実施する。

　　（留意事項）

　　・「愛媛さくらひめシリーズ」の持つストーリー性や愛媛の食材等とのマリアージュを活かしたプロモーションに努めること。

　・完成した商品のプロモーションに留まらず開発に至った背景や開発状況に関する情報発信を行うこと。

 ・大阪・関西万博の愛媛県ブース内でのプロモーションについては、多くの外国人に効果的なものとなるよう工夫すること。ただし、今後決定予定のブースレイアウトやデザイン等によっては企画提案時の実施内容から変更となる可能性があることについて留意すること。その際は内容を県と協議のうえ決定する。

・今後日本酒輸出の拡大が見込まれる香港にて、販路拡大に向けたプロモーションを効果的に行えるよう工夫すること。

３　委託費用

　契約金額は、本事業の遂行に直接必要な経費及び事業状況のとりまとめに必要なものとする。

（１）対象経費

　①人件費

業務従事者の賃金、法定福利費（事業主負担分に限る）、社内規定等で必要とされる範囲の諸手当（通勤手当等）

②事業費

ア　賃借料　　申請者情報の取りまとめ等に使用するパソコン等のリース料、業務実施に必要となる会場の借り上げに係る経費等

イ　消耗品費　事業実施に必要な消耗品購入経費等

ウ　旅費　　　　現地調査・プロモーション出張旅費等

エ　役務費　　通信運搬費

オ　その他　　その他知事が事業運営に必要と認める経費

③一般管理費

事業全般を管理する際に発生する雑務的経費

④委託契約に係る消費税及び地方消費税等

ア　課税事業者の場合

それぞれの経費については、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額とすること。

イ　免税事業者の場合

それぞれの経費については、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、課税仕入れ額を合算したものを消費税及び地方消費欄に記載すること。

（２）対象とならない経費

①５万円以上の機械・機器等の購入代金

②土地、建物を取得する経費

③その他、事業との関連が認められない経費

４　実施体制

業務の実施にあたっては、委託者との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体

制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

・受託者は本業務委託を指揮する総括管理者を配置し、やむを得ない場合を除き変更しな

いこと。

・総括管理者は、①企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させる

こと、②申請等の管理や関係者との連絡調整を行うこと、③委託者との連絡を密に行い業務を

進め遅滞なく業務が遂行できるよう人員及び体制の確保を行うこと、④本業務を安全に実施で

きるよう管理を行うこと、⑤経費・事業内容等、委託者から報告を求められた際は速やかに対

応すること。

５　委託期間

　　契約締結日より令和８年２月28日までとする。

６　事業計画書及び報告書の提出

・受託者は、契約締結後受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について

県と協議の上、速やかに事業計画書を作成して県に提出すること。

・委託業務完了後、10日以内に実績報告書を作成し、県の完了検査を受けること。

・県は、必要がある場合は委託者に対して委託業務の進捗及び処理状況について調査し、又

は報告を求めることができる。

７　留意事項

・本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要

及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者が承諾した場合はこ

の限りでない。

・本業務は、別記「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施す

ること。

・本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、委託者と協議を重ねながら、適正に

履行すること。

８　秘密保持

・本業務に関し、受託者から県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

・本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用し

てはならない。

・受託者は、本業務で知りえた業務上の秘密を保持しなければならない。

９　個人情報の保護

個人情報の保護については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

　　なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、県に協議すること。

10　著作権等

・本業務に伴う著作権は受注者に帰属する。ただし、発注者はホームページ掲載・内部用資料としての利用に限り、成果物のPDFの提出を求めることができる。その他の二次利用については、別途協議をすることとする。

11　成果物

・実績報告書のほか、委託事業を実施したことが証明できる書類及びデータ等を添付すること。（提出前にウイルスチェックを実施すること。）

・その他、県が業務の確認に必要と認める書類。

12　その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、委託

者と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについて

は本業務に含まれるものとする。

13　参考（今後のスケジュール）

　　　令和７年８月　　　　　　　　　 　：国内プロモーション

　　　令和７年11月　　　　　　　　　 ：海外（香港）プロモーション